

総合調整会議の概略（2014. 8. 6）

○日時：平成26年8月6日（水） 午前8時50分 ～ 午前9時40分

○場所：栗東市役所3階談話室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・台風11号が接近しており滋賀県付近を通過する可能性が高くなっている。各部において対応マニュアル等の確認を行い、万全の備えを行うこと。
- ・還付加算金の算定誤りについて、関係部で連携して対応すること。今後、このようなミスが起らないよう、各部で気を引き締めて対応すること。
- ・接遇について、来庁者等への挨拶を心掛けて、適切に対応すること。
- ・各部での事業実施について、関係部課や関係団体との連携を行い、事業推進に努めること。

2. 審議事項

【案件名】子ども・子育て支援新制度導入に向けた条例等に定める基準の考え方について

→ 健康福祉部理事から説明

- ・9月に開催する定例市議会において、基本的な考え方を議案として提出する予定である。
- ・平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」導入に伴い、教育・保育施設と地域型保育事業等にかかる認可・確認の手続き事務等を行うことになることから、関連する基準を定めた4つの条例を上程する必要がある。
- ・教育・保育施設については、本市では確認の権限のみであるが、地域型保育事業については、認可・確認ともに本市の権限であり、基準を定める必要がある。
- ・政令・省令で定める基準については、従うべき基準と参酌すべき基準があるが、本市ではこの基準以上となっている場合が多いので、それぞれ基準どおりに設定する予定である。
- ・新規に制定する条例の主な内容等について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例」は、「幼稚園、保育所の利用定員」「施設運営に関する内容及び手続きの説明方法、秘密保護、苦情解決、他施設との連携等に関する基準」「施設を運営する事業者に対する給付に関する基準」、この3つを定めることになる。
- ・新制度における確認制度については、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者は、児童福祉法等にもとづく認可を受けていることを前

提に、市の確認を受けたうえで、市から給付費を受け取ることになる。

- ・利用定員の基準の概要としては、特定教育・保育施設の場合、利用定員の従うべき基準は本市では幼稚園と保育所が対象になるが、保育所の利用定員が20人以上と定められており本市で行っているものと同じであることから、一定以上の規模により安定した保育を確保することができると考えている。また、特定地域型保育事業のそれぞれの事業についても同様である。
- ・認定区分については1号、2号、3号という認定区分になるが、それぞれの施設での利用定員を定める区分に従うことになるので、そのまま設定を行う予定である。
- ・運営の基準の概要については、内容、手続きの説明及び同意の項目をはじめとして、本市では基準以上に充足しており、それぞれ従うべき基準、参酌すべき基準どおりとする。
- ・「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関する条例」について、条例で定めるべき主な内容は、設備、職員配置、保育内容等と保育所等との連携、食事の提供方法等である。
- ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、いわゆる学童保育であるが、条例で定めるべき主な内容は、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、資格、職員数等と設備基準、開所時間等である。
- ・これに関連した本市の条例、要綱、基準などが合致しているため、国の基準どおりとする予定であるが、児童福祉法の主な改正点で、現行制度では対象児童がおおむね10歳未満であるが、新制度では小学校に就学している児童となるため、必要な改正を行うことになる。
- ・その他、設備及び運営の基準については参酌すべき基準となっているが、新規の事業となるため基準どおり条例の制定を行う予定である。
- ・政令・省令で定める基準に対する市の基本的な考え方を審議してもらうが、基本的には従うべき基準と参酌すべき基準に基づき、政省令の内容を制度化していく予定である。
- ・子ども・子育て支援法施行規則公布に伴う「栗東市保育の実施に関する条例」の改正等について、これまでは栗東市立保育所の管理運営に関する規則と栗東市保育の実施に関する条例により実施基準を定めていたが、上位法の改定に伴い新たに設定する必要がある基準が4点あり、これに基づいて認定を行っていく。
- ・就労時間の下限の基準については、一ヶ月で48時間から64時間までの範囲内となっているが、本市は現行どおりの64時間で考えている。
- ・今後のスケジュールについては、今年度後半に運用していく必要があることから、来年度の新制度の施行前に、市の案を取りまとめて9月議会に上程していく予定である。

[副市長]

- ・参酌すべき基準について、ここに記載されている決定をすることになるのか。

[健康福祉部理事]

- ・各基準は、現在運用している内容が全て基準を上回っているため、そのままとしている。特定

地域型保育事業については、新規事業となるため基準どおりとしている。

[市長]

- ・国の基準以上となっているということは理解できるが、議会等に説明していくことを考えた場合、この新制度によって何か変わっていくのではないかと期待をされており、わかりやすい内容に整理しておく必要がある。また、意見等に対しても、十分に準備しておく必要があるのではないかと。

[健康福祉部理事]

- ・制度が大幅に改正されるために期待されていることは承知しているが、究極の目標である待機児童の解消を目指すということであるため、概ねこれで解消が図れていくのではないかと考えている。

[市長]

- ・本市の子育てに関するスタンスはこのように考えているということを持っておくべきである。

[健康福祉部理事]

- ・待機児童が発生した場合は、事業者等に地域型保育事業へ手を挙げてもらって認可ということになるが、将来的な待機児童の予測では、今の幼稚園・保育所の施設許容範囲内となっている。地域型保育事業に手を挙げてもらったとしても、認可しない場合もある。将来的な需要に備えてということで、基準を定めておく予定である。

[市長]

- ・期待があることに対しては、対応が可能な場合と不可能な場合を考えておく必要がある。当初は待機児童が1人であったが、現状では10数人いるので問われることもある。

[副市長]

- ・特定地域型保育事業については、参入を希望する事業者に対して市で確認を行わないという場合はあるのか。待機児童が発生していない場合は認めないということだが、規定がある限り認めざるをえないのではないかと。

[健康福祉部理事]

- ・国は認めない場合もできるとしているが、今後、必ずしも需要の予測が上回らないとも限らない。

[副市長]

- ・待機児童数の増減によって特定地域型保育事業を利用してもらおうという、基本的な考え方を規定している。
- ・従うべき基準について、これまでと同様の対応であるとのことだが、秘密保持等には職員が知りえた秘密を漏らしてはいけないと規定されており、公務員は当然のことながら、民間保育園にも同じような規定があるのか。規定がない場合は、新たに定めてもらう必要があるのではないかと。また、保護者の提示する支給認定証とはどのようなものか。

[健康福祉部理事]

- ・市が支給認定を行って発行するものだが、現在は発行していない。

[副市長]

- ・その場合、新たに支給認定書を発行する事務が必要となるのではないか。他項目にも、同じように対応する必要がある新しい事務があるのではないか。本市としての対応策を考えておく必要がある。各項目について、再度確認し整理をしておくこと。

[健康福祉部理事]

- ・再度確認し、説明をする。

[市長]

- ・4つの条例を制定していくことになるので、各方面に色々な影響が出ると思われる。国の基準に対する市の考え方や説明について、再度整理して報告すること。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】 大津湖南都市計画道路の変更及び事業等について

→ 建設部長、都市計画課長から説明

- ・大津湖南都市計画道路大門野尻線の変更、大津湖南都市計画公園大宝公園の変更、大津湖南都市計画道路事業について報告するものである。
- ・大門野尻線の変更内容は、大門野尻線と勝部吉身線との交差点形状の変更及び一部法線の変更を行うものである。また大宝公園の変更については、隣接する大門野尻線の変更にあわせて都市計画公園の区域変更を行うものである。
- ・道路事業については、都市計画道路の変更後、第2工区について10月頃の事業認可を踏まえて、平成26年度から平成27年度の2年間で測量、設計、積算等を実施し、平成27年度から用地取得、平成28年度から平成32年度の期間に工事を施工するものである。
- ・また、平成18年度の変更においては、交差点の部分やJR琵琶湖線のアンダーの部分、JR西日本と詳細な協議が出来ていなかったため、今年11月頃の事業認可後に、守山市が詳細設計を発注する予定であり、詳細設計の完成後にJR西日本と協議を進めていくことになるが、交差点及び法線が大宝神社寄りとなったため、8月の都市計画審議会において審議事項として提案する予定である。都市計画課窓口においても、計画の公告・縦覧をしながら意見をいただいている。

[市長]

- ・計画に対して何か意見は出されているのか。

[都市計画課長]

- ・現在のところはない。

区分：了解

【案件名】国・県要望活動の実施について

→ 政策推進部長、元気創造政策課長から説明

- ・平成27年度の国県予算要望について、既に要望書を提出した機関もあるが、国県予算ならびに施策に対する要望事項として、31項目の要望書として取りまとめたものを資料として配布する。
- ・要望活動の日程表について、今年度は要望事項が多いため、8月5日と8月8日の2日間で行う。8月5日は実施済であるが、8月8日は県とその関係機関に要望活動を行う。
- ・当日の進行予定については、開会后、市長の挨拶、要望書の手渡しという流れになるが、それぞれの要望要旨の説明については10分から15分程度でお願いしたい。
- ・要望活動に先立ち、事前に各部長に要望提出先の意向・見解を確認いただいております、要望当日の手持ち資料として配布する。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・事務処理ミスについて、市職員は法を遵守して事務を遂行するということが基本である。法律の解釈を前例踏襲していることで起きてしまった弊害であり、各事務事業について、再度法律の解釈等を再確認すること。
- ・台風11号が接近しており、各部において万全の備えを行うこと。

以上